

鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金支給要領

(平成24年3月30日付第201100197104号鳥取県商工労働部長通知)

(趣旨)

第1条 この要領は、長期安定的な雇用環境の創出を支援することを目的として、新たに県内在住者の正規雇用に努めた事業主に鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「正規雇用者」とは、雇用期間の定めのない雇用者であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者をいう。

2 この要領において「部長等」とは、商工労働部長又は商工労働部企業支援課長をいう。

(支給対象事業主の要件)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）が、次条に掲げる対象労働者を新たに正規雇用者として雇入れ、及び雇入れの日から起算して6月以上継続して雇用した場合で、部長等の支給決定を受けた場合に予算の範囲内で当該対象事業主に対して支給するものとする。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 県内に所在する事業所の事業主であること。
- (3) 次のいずれかに該当する事業主であること。

ア 平成27年3月31日以前に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「新事業活動促進法」という。）第9条の規定に基づき、知事の承認を受けた経営革新計画（以下「法承認経営革新計画」という。）を有する事業主（次条に規定する対象労働者を雇用した日の属する年度の前年度末日以前に、法承認経営革新計画の期間が終了している事業主を除く。）

イ 平成27年3月31日以前に鳥取県版経営革新計画認定要領（平成24年3月23日付第201100193527号鳥取県商工労働部長通知。以下「認定要領」という。）第6条第1項の規定により、知事の認定を受けた鳥取県版経営革新計画（以下「県版経営革新計画」という。）を有する事業主（次条に規定する対象労働者を雇用した日の属する年度の前年度末日以前に、県版経営革新計画の期間が終了している事業主を除く。）

(4) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県の要請により提出することができる事業主であること。

(対象労働者に係る要件)

第4条 奨励金の支給の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次のいずれにも該当する正規雇用者とする。

- (1) 県内に在住する正規雇用者
- (2) 6月を超えて対象事業主に雇用される正規雇用者
- (3) 平成24年4月1日又は法承認経営革新計画の承認若しくは県版経営革新計画の認定の日（以下「計画承認等の日」という。）のいずれか遅い日（以下「基準日」という。）以降、かつ平成29年3月31日以前に新たに雇入れられた正規雇用者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する業種の事業に従事する労働者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、事業集約等を目的として、親会社、子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいう。以下「関連会社等」という。）相互間で労働者の移動を行う場合であって、県外に所在する事業所から県内に所在する事業所に従業員を移転させるときは、移転させる

正規雇用者で県内の事業所において6ヶ月を超えて対象事業主に雇用される者で、基準日以降、かつ平成29年3月31日以前に県内に移転し、県内に住民票を移した正規雇用者も対象労働者とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、基準日以降に対象事業主の関連会社等で新たに雇用された者であって転籍により対象事業主と新たに労働契約を結んだ正規雇用者も対象労働者とする。

(対象労働者の調整)

第5条 対象労働者として算入できる人数は、計画承認等の日時点において雇用していた県内の雇用保険の被保険者の総数（計画承認等の日に雇用した者がいる場合はその人数を除く。）を基準人数として、奨励金の申請の日時点における県内の雇用保険の被保険者の総数が基準人数を上回る人数のうち、前条の要件を満たす正規雇用者の人数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の法承認経営革新計画又は申請の日から直近3年以内に本奨励金又は県からの他の制度による類似の奨励金の支給を受けた対象事業主が申請する場合は、直近の支給申請時点における基準人数に直近の支給人数を加えた人数を基準人数とする。ただし、同一の対象労働者に対して2回目の支給をする場合には、当該対象労働者の1回目の支給申請時点における基準人数を2回目の基準人数とする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定による対象労働者を含めて申請する場合で、県内に対象事業主の関連会社等の事業所が所在する場合は、第1項の基準人数については、県内に所在する関連会社等の雇用保険の被保険者も含めることとする。

(支給限度額)

第6条 奨励金の支給額は、対象労働者1人につき100万円を限度とし、雇入れの日から起算して6月経過後及び1年経過後にそれぞれ50万円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業集約等により同一事業主が系列の県外に所在する関連会社等から県内に所在する関連会社等に従業員を移転させる場合の奨励金の支給額は、対象労働者1人につき50万円を限度とし、雇入れの日から起算して6月経過後及び1年経過後にそれぞれ25万円を支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、対象労働者の申請時点における直近6月の賃金支給総額（手当及び賞与含む。）が、奨励金の支給額に満たない場合は、直近6月の賃金支給総額を上限として奨励金を支給する。

(支給申請期間)

第7条 対象労働者に対する奨励金の支給の申請は、対象労働者の雇入れの日又は移転の日から起算して6月を経過した日及び1年を経過した日からそれぞれ6月以内に行うものとする。

(支給の申請方法)

第8条 奨励金の申請を行う対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金支給申請書（対象労働者の雇入れの日から6月経過後の申請は様式第1号、1年経過後の申請は様式第2号。以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて部長等に提出しなければならない。

(1) 対象事業主に係る次のいずれかに掲げる書類

- ア 法承認経営革新計画を有する事業主にあつては、その承認通知書の写し及び申請時点までの実績を記載した法承認経営革新計画（別表2、別表3）
- イ 県版経営革新計画を有する事業主にあつては、その認定書の写し及び申請時点までの実績を記載した県版経営革新計画（様式第2号（7）、（8））

(2) 対象労働者に係る次のアからエまでに掲げる書類

- ア 対象労働者個別表（様式第3号）
- イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ウ 勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書の写し

- エ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し
 - (3) 対象労働者が雇用される事業所の就業規則及び賃金規則
 - (4) 計画承認等の日時点の県内事業所における雇用保険の被保険者である労働者名簿及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳
 - (5) 奨励金申請時の県内事業所における雇用保険の被保険者である労働者名簿及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳
 - (6) 対象労働者の雇入れの日の6月前から申請日までの期間に係る公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳（当該期間中に在職していた全ての者の情報が掲載されているものであること）
 - (7) 第1号ア又はイの書類について、申請時点での実績が、計画から大きく乖離している場合においては、その原因分析、今後の方針・事業計画等を整理した書類
 - (8) 前各号の他、部長等が必要と認める書類
- 2 申請事業主は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の1及び第2号に基づき社会保険労務士等を選任し、奨励金等の申請書の作成及び申請の手続を代わって行わせることができるものとする。

（支給の決定等）

- 第9条 部長等は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。
- 2 部長等は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。
- 3 部長等は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金支給（不支給）決定通知書（支給の場合は様式第4号、不支給の場合は様式第5号）により、当該申請書を受理した日から60日以内に通知するものとする。
- 4 部長等は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

（不支給要件）

- 第10条 対象事業主からの申請であっても、部長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。
- (1) 申請事業主が、対象労働者の雇入れの日又は移転の日の前日から起算して6月前の日から奨励金の支給決定日までの間において、雇用する労働者で雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇した場合（対象労働者が自己都合等により退職した場合は除く。）
- (2) 申請事業主が、平成24年4月1日以降に離職した者を再び雇い入れた場合
- (3) 申請事業主又は対象労働者が、対象労働者の雇入れの日又は移転の日の前日から起算して2年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に該当すると認められ、奨励金を支給することが適切でないと部長等が判断する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しないことができるものとする。
- (1) 計画の進捗が図られておらず、そのことに対して適切な対応が取られていない場合
- (2) 賃金の支払が行われていない場合
- (3) 前号に掲げるものの外、適正な雇用管理を行っていない場合
- (4) その他、第1条に規定するこの制度の趣旨に沿わないことが明らかである場合

（暴力団等の排除）

- 第11条 第9条の規定にかかわらず、部長等は、申請事業主が次の各号のいずれかに該当する場合、奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な

関係を有するもの。

(奨励金の返還)

第12条 部長等は、奨励金の支給を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金支給決定取消・返還通知書(様式第6号)により、当該対象事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合
- (3) 対象労働者を雇入れた日から起算し1年6月を経過する日以前に事業主都合で労働者(対象労働者以外の労働者を含む。)を解雇した場合

(労働者の雇用状況の報告)

第12条の2 奨励金の支給を受けた申請事業主は、支給を受けた対象労働者を雇入れ等した日から起算して1年6月が経過するまでの間に当該申請事業主の事業所に在籍した労働者(対象労働者以外の労働者を含む。)の雇用状況について、様式第7号により部長等に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、支給を受けた対象労働者を雇入れ等した日から起算して1年6月が経過してから1月以内に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、申請事業主が新たに別の対象労働者の奨励金の申請を行うために第8条の規定に基づき提出した公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳によって、それまでに奨励金の支給を受けた対象労働者を雇入れ等した日から起算して1年6月が経過するまでの間に当該申請事業主の事業所に在籍した労働者(対象労働者以外の労働者を含む。)の雇用状況が判明するときは、様式第7号による報告は省略できるものとする。

(調整)

第13条 申請事業主が同一の対象労働者について、県からの他の制度による類似の奨励金等を受けている場合は、奨励金を支給しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途商工労働部長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年11月9日現在の働くぞ! 頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領(平成23年3月29日付第201000204602号商工労働部長通知。以下「働くぞ支給要領」という。)第3条第1項第3号ウの規定に該当する事業主で、平成24年3月31日までに、同要領第3条から第5条までに規定する奨励金の支給要件を満たした事業主は、この要領の第3条から第5条までの規定を満たすものとみなし、この要領の規定に基づき奨励金を支給する。
- 3 削除
- 4 前2項の場合において、この要領の規定をそれぞれ次の表のとおり読み替えるものとする。

この要領の規定		働くぞ支給要領第3条第1項第3号ウに該当する事業主の場合
条項	読替対象	
第8条第1項第4号	計画承認等の日	平成23年3月31日ただし、平成23年3月31日時点において使用していた雇用保険の被保険者の総数を法認定経営革新計画の承認日時点において使用していた雇用保険の被保険者が下回っている場合は、当該計画の承認日

附則

(施行期日)

この要領は、平成25年1月7日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月9日から施行する。
- 2 当分の間、改正前の様式第1号、様式第2号及び様式第3号による申請も受け付ける。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。